

ECEQ 実施園 実施要項



公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（Early Childhood Education Quality System）は、実施園に ECEQ コーディネーター（以下、コーディネーター）が伺い、5つのステップの実施を通して保育の質向上を図るものです。公開保育の実施にあたっては、各都道府県によっても違いがありますので、担当になったコーディネーターと貴園が所属する都道府県の私立幼稚園団体事務局とご相談ください。

1. 申込みについて

ECEQ 実施希望園は、各都道府県私立幼稚園団体事務局（以下、各都道府県事務局）にあらかじめ相談の上、指定の申請書をもって各都道府県事務局に申請する。

- ①ECEQ 実施希望園は各都道府県事務局に ECEQ 実施希望を伝えた後、担当コーディネーターが実施園に連絡。
- ②ECEQ 実施希望園は各 STEP の実施日程など、全体的見通しを担当コーディネーターと相談の上、書面申請となる。
- ③申請書は（公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構のホームページからダウンロード可能。

2. 実施過程について

- STEP 1 園長と、園長を主にサポートする役割の先生（副園長・主幹教諭等）への面談
- STEP 2 園内研修1「自園のよさと課題を共有する」
- STEP 3 園内研修2「問い作り：自園の課題を明確にして保育に取り組む」
- STEP 4 オリエンテーション・公開保育・分科会・全体会
- STEP 5 園内研修3「分科会の振り返り」
 - ECEQ 実施記録の作成
 - ECEQ 実施認定証受領（年度末）

3. 実施期間について

年度内（4月～翌年3月）に STEP 1～STEP 5 を実施する。

但し、ECEQ 実施認定証発行の手続きのため STEP 5 は2月中旬までに終了することが望ましい。

4. 実施細則について

(1)STEP 1 と STEP 2 は、コーディネーターと相談の上、同日開催が可能。

(2)STEP 3 は、自園の園内研修として実施。

※コーディネーターは問い作りに関し、メール等で支援を行う。

(3)STEP 4 は、午前中の普段の保育（教育課程内の教育活動）を公開の対象とする。

但し、ECEQ 普及のために研修会等を実施する場合、例外を認めることがある。

①特定の行事、預かり保育は、公開対象としない。

②公開するクラスは、満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の全クラスとすることが望ましい。

③保育を参観する前にはオリエンテーションを行い、参加者に ECEQ の意義や目的、問いの意味や付箋の使い方等の説明を行う。

④午後の分科会及び全体会は、ECEQ 実施園全教職員が参加できるように調整することが望ましい。

5. ECEQ に関する研修スタンプの発行について

STEP 4 の公開保育当日のみ、実施園の教職員(研修会参加名簿に記載された者)に研修スタンプを発行する。但し、公開保育当日の研修スタンプは、一日を通し一律 6 時間分であることから、オリエンテーション・公開保育・分科会・全体会の全てに参加すること。

但し、公開保育当日の園運営のために参加できない場合（スクールバスの添乗等）は、全てに参加できなくても研修スタンプ発行は認めることとする。

①実施園も ECEQ 公開保育の研修会参加名簿に記載し、各都道府県事務局に提出する。

②実施園における STEP 1 ～STEP 3 及び STEP 5 については、研修ハンドブックの研修履歴一覧に記載し、園長が押印する。